○特許庁告示第一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社ＡＩＲＩから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月五日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第６号	株式会社ＡＩＲＩ	（本社） 東京都港区高輪一丁目３番１３号
第１５号		（目黒支所） 東京都品川区上大崎三丁目３番１号
第２３号		（横浜支所） 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番地１
第２５号		（京都支所） 京都府京都市中央区車屋町通御池下る梅屋町３５８番地
第３６号		（大阪支所） 大阪府大阪市中央区北浜二丁目２番２２号
第４２号		（名古屋支所） 愛知県名古屋市中村区並木二丁目１８２番地
第４６号		（つくば支所） 茨城県つくば市東新井３番地４
第５６号		

○関東地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　府中都市計画道路事業三・四・三号狛江国立線

三　事業施行期間　自令和八年一月五日至令和二十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都府中市是政三丁目、是政六丁目、矢崎町三丁目、矢崎町四丁目、南町一丁目及び南町六丁目地内

使用の部分　東京都府中市是政六丁目地内

○関東地方整備局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関について、同法第七十七条の三十四第一項の規定により、確認検査の業務を廃止する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年一月五日

関東地方整備局長　橋本　雅道

指定番号	指定確認検査機関の名称	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定の区分	業務区域	廃止年月日
二十八	株式会社ＹＫＳ確認検査機構	山梨県甲府市城東四丁目二番三号	省令第十五条各号に掲げる区分	埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域	令和七年十二月十五日

○中部地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月五日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市篠原町上田中一番一から同市篠原町上田中二番一まで	前	一二・二四～一二・六二メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	一二・二四～一五・八八メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○岐阜県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで

○愛知県公安委員会告示第一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前　指定の期限　令和八年一月六日まで

変更後　指定の期限　令和八年四月六日まで